

# 障害者の皆さんに 福祉サービスを紹介します

障害者に対するサービスのうち、皆さんから申請が必要なものを中心にサービスの一部をご紹介します

## 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障害・知的障害・精神障害のある人に、申請により各種の手帳を交付します。手帳を持つている人は、障害の程度・内容などで、医療費の助成、公共料金などの割り引き、補装具や日常生活用具の交付、税の軽減、公共交通機関やタクシーを利用した場合に運賃の割り引きなどが受けられます。

### 医療費の助成

#### ●障害者自立支援医療

▽更生医療  
身体障害者手帳を持っている人が、障害の更生のため、治療・手術を受けるとき、治療費の一部を助成します。事前に申請が必要です。

### ▽精神通院医療

精神障害のある人が、病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。

#### ●心身障害者医療費公費負担制度

身体障害者が、病院などで診察を受けた場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で助成します。なお、所得額で制限があります。

【心身障害者医療費の問い合わせ先】  
市民課  
☎0869-22-3958

### 障害のある人の手当など

#### ●特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を育てている父母が養育者に、手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

### ▽特別障害者手当

常時特別の介護を必要とする在宅の最重度障害がある人に、手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

#### ●障害児福祉手当

在宅で重度の障害のある児童に手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

#### ●障害児福祉年金の支給

●身体障害者手帳1〜4級  
●療育手帳  
●精神障害者保健福祉手帳1〜2級

右記の手帳のいずれかを持っている20歳未満の人で、基準日（毎年4月1日）に1年以上市内に居住している人に、年金を支給します。障害の程度などで、金額を決定します。

## 障害のある人の在宅福祉サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）  
自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### ●短期入所

短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### ●児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ●生活介護

施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

#### ●就労継続支援

就労や生活活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

### 地域生活支援事業

#### ●相談支援

障害者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

#### 【相談受付窓口】

市地域生活支援センタースマイル  
☎0869-22-9600

ために助成を行います。

▽身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成

▽介護用自動車購入等助成

▽重度身体障害者住宅改造助成  
それぞれに所得の制限や助成金の上限があります。必ず事前に相談ください。

#### ■問い合わせ先・申請受付窓口

- 市福祉課  
☎0869-26-5943
- 市保健福祉部邑久分室  
☎0869-22-1810
- 市堂掛出張所  
☎0869-25-0004
- 市牛窓支所  
☎0869-34-3431

## 7月は青少年健全育成強調月間です



～非行防止は  
家庭から～

携帯電話は便利ですが、使い方によっては怖いものです。保護者がもっと関心を持って、注意深く見守りましょう。

### ●子どもの携帯電話には、フィルタリングを利用しましょう

わいせつ画像や出会い系サイトのような、子どもたちを犯罪に巻き込む可能性がある情報が数多くあります。違法・有害サイトを見られないようにするには、「フィルタリング」の利用が有効です。携帯電話会社が無料で提供しています。

### ●基本的なマナーをしっかりと教えましょう

子どもに携帯電話を使わせる時には、守らせたいルールについて家庭で話し合っって約束をつくりましょう。

### ●メールのやり取りは、気持ちにゆとりを持ってしましょう

メールは、受け取ったらすぐに返事を返さなければならないものではありません。また、相手がどんな状況か分かりません。すぐに返事がなくても心配しないようにしましょう。

#### ■問い合わせ先

瀬戸内市青少年問題協議会

☎0869-34-5601

瀬戸内市立青少年育成センター

☎0869-22-2009

身体障害者専門相談日 毎週火曜日  
知的障害者専門相談日 毎週木曜日  
いずれも午後1〜5時  
（変更する場合があります）

### ●相談員の設置

身体障害・知的障害者の更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うため、各地域（身体障害：牛窓地域2人・邑久地域6人・長船地域2人、知的障害：各地域1人）に相談員を設置しています。詳しくはお問い合わせください。

### ●コミュニケーション支援

聴覚障害者に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。事前に申請が必要です。

### ●移動支援

外出が困難な人に、ガイドヘルパーを派遣します。事前に申請が必要です。

### ●福祉タクシー助成

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳の障害の程度がAを持った人、福祉タクシー利用券を発行し、タクシー基本料金の助成を行います。事前に申請が必要です。

### ●日中一時支援

日中、見守りが必要な人の見守りや自立訓練などを行います。事前に申請が必要です。

### ●福祉器具の給付

●身体障害者（児）補装具  
身体障害者手帳を持っている人

### 各種助成事業

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が社会参加を促進する